

産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 8日

広島市長

提出者

住所 広島市西区己斐本町2丁目12番30号

氏名 株式会社 大前工務店

代表取締役 大前 慶幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-273-0508

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大前工務店
事業場の所在地	広島市西区己斐本町2丁目12番30号
計画期間	2024年 4月 1日 ~ 2025年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 別紙3の通り

②事業の規模 別紙3の通り

③従業員数 別紙3の通り

④産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙3の通り

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2023 年度) 実績量
計画:今年度(2024 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	6.525	6									6.525	6	6.525	6						
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	73.775	70									73.775	70	45.25	50	28.525	20				
紙くず	0.81	0.5									0.81	0.5	0.81	0.5						
木くず	361.81	345									361.81	345	282.48	280	79.33	65				
繊維くず	2.76	2.5									2.76	2.5	2.598	2.5	0.162					
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	1.13	1									1.13	1			1.13	1				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.6	5									5.6	5	1.6	1	4	4				
鉱さい																				
がれき類	5230.392	4950									5230.392	4950	4574.828	4500	655.564	450				
動物のふん尿																				
廃石膏ボード	23.585	22.5									23.585	22.5	22.085	22	1.5	0.5				
石棉含有産業廃棄物	68.968	65									68.968	65			68.968	65				
水銀使用製品産業廃棄物	0.21	0.2									0.21	0.2	0.21	0.2						
廃電気機械器具	0.06	0									0.06	0	0.06	0		0				
廃電池類	0.001	0									0.001	0	0.001	0		0				
建設混合廃棄物	3	2.5									3	2.5			3	2.5				
合計	5778.626	5470.2	0	0	0	0	0	0	0	0	5778.626	5470.2	4936.447	4862.2	842.179	608	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

法定別紙3 (法定-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	(D07) 識別工事業
②事業の規模	受注高 ¥2,001,000,000
③従業員数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物(工事現場) → 収集・運搬(収集運搬業者) → 処分(処分業者)

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

下図の通り

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 出来る限り廃棄物の量を抑制する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまで同様に取組みを行っていく。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場にて廃棄物の種類ごとの分別を行う。
②計画	(今後, 分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまで同様に取組みを行っていく。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も再生委託処理業者と適正な委託契約を締結していく。

管理体制図

